〇交通死亡事故につき禁錮刑の求刑に対し罰金刑に処した一審判決が維持された事例

平成14年3月25日判決宣告 仙台高等裁判所平成13年(う)第189号 業務上過失致死被告事件(原審 山形地方 裁判所米沢支部平成13年(わ)第43号,平成13年6月29日判決宣告)

文

本件控訴を棄却する。

本件控訴の趣意は、A地方検察庁B支部検察官井上一朗作成の控訴趣意書に、 に対する答弁は,弁護人高橋敬一作成の答弁書にそれぞれ記載のとおりであるから, これらを引用する。

控訴趣意は、量刑不当の主張であり、要するに、本件での被告人の過失が重大かつ方的なものであること、生じた結果が死亡という重大なものであること、示談が成 立し、被害者の遺族が被告人を宥恕し、被告人の失職を望んでいない事情があるとし それを必要以上に過大に評価すべきでないこと、刑事罰により失職することを 考慮することは、惹起した結果と責任との均衡を失わせ、また、公務員以外の一般人 の場合との均衡を欠き、国民の不公平感及び不信感を醸成させることなどの理由から すれば、検察官の禁錮1年2か月の求刑に対し、原判決が被告人を罰金50万円に処 したのは著しく軽すぎて不当であり、被告人については禁錮刑を科すべきである。 いうのである。

記録を調査し、 第 2 当審における事実取調べの結果を併せて、検討する。

本件は、被告人が、普通乗用自動車を運転して信号機の設置された五差路の交差点 を右折進行するに当たり、対向直進車両に気を取られて、右折方向出口に設けられた 横断歩道上の横断歩行者の有無及びその安全を確認するのを怠った過失により、同横 断歩道上を右方から左方に小走りに横断中であった女性(当時65歳)の発見が遅れ て、同人を前方約3.7メートルに接近して初めて発見し、ハンドルを切り急ブレーキをかけたが間に合わず、自車左前部を同人に衝突させて路上に転倒させ、その結果、脳挫傷、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせて死亡させた、という業務上過失致死の事 案である。

所論は,本件での被告人の過失は,横断歩行者に対する注意義務を怠ったもので, 被害者の落ち度は皆無であって,極めて重大であり,生じた結果は重大で,被害者の 無念さは察するに余りある旨いう。

本件での被告人の過失が、上記のとおり、交差点で右折進行するに当たり、信号に 従って横断中であった横断歩行者に対する注意を怠ったというものであり、自動車運 転者として求められる基本的な注意義務を怠ったもので,決して軽いものではなく, 被害者である横断歩行者は、青色信号に従って横断し、横断歩道の半ば以上まで進ん でいたもので,被害者には何ら過失はなく,本件が被告人の一方的過失によるもので あることは明らかである。被害者は、衝突によりはね飛ばされるようにして路上に転 倒させられ、頭部に脳挫傷等の重傷を負って、その日のうちに死亡するに至ったもの であり,独身であった被害者は,長年a県内の銀行で働き,定年後母親や兄弟のいる 故郷のb市に戻り、住宅を建てて住み、一人静かな自適の生活を送っていたもので、まだまだ余生を楽しもうとしていたところ、突如その命を奪われたものであって、 の無念さは甚だ大きいと認められ、本件の結果が重大であることはいうまでもない。

被告人の過失は上記のとおりであるが、更にその過失について考察すると、被告人 は、平成12年10月15日の日曜日の朝、陸上競技大会に出場する次男を送るため、 自宅から普通乗用自動車を運転し、同日午前6時48分ころ、b市内の信号機の設置 された五差路の交差点(以下,「本件交差点」という。)に差し掛かり,赤色信号で 停止し、右折するため青色信号に従って交差点中央付近まで進行していったん停止し、 対向直進車が通過するのを待って、同車の後方から進行してくる車両の通過前に右折 をしようと発進し、やや加速気味に右折を始めたが、進行してくる車両の動向に気を 取られて、右折方向出口に設けられた横断歩道上の横断歩行者に対する注意を怠って いたため、視線を同車両方向から横断歩道のある前方方向に移したところで、目の前 に右方向から横断中であった被害者を発見し、ハンドルを切り急ブレーキをかけたが 間に合わず、自車左前部を被害者に衝突させたというものである。
本件において、被害者がどのように横断歩道を横断しようとしたのか、すなわち、

横断歩道手前の歩道上に立って信号が変わるのを待ち、青色信号に変わるとともに横断を始めたのか、横断歩道より少し離れたところから歩んできて、青色信号で横断可能と判断して横断を始めたのか、いずれであるかは明確でない。しかし、被害者が歩道上に立って信号が変わるのを待っていたとすれば、道路一つ隔ててではあるが、赤信号で停車した際、右斜め前方にその姿を確認することができ、それは困難というほどではなく、また、被害者が横断歩道より少し離れたところから歩んできて横断を必然としても、交差点中央付近でいったん停止した際あるいは同所から再発進する際、横断歩道上を確認すれば被害者を発見できたのであり、いずれにしても被害者の発見が格別困難であったとは認められず、被告人は、横断歩道の手前で被害者との距離が約3.7メートルの地点で、初めて被害者に気づいたというのであるから、その過失が小さいとはいえない。

被害感情の点を見ると、被害者は、上記のとおり、長年の勤務生活を終えて、b市

態度と人柄に感心して、寛大な処分を一貫して求めているのである。
上記考察したとおり、被告人の過失は決して軽いとはいえず、被害者の死亡という
結果も重大であるが、被告人の過失について一定の斟酌すべき事情があり、強い非難
に値するとまではいえないこと、被告人の本件に対する態度及び反省の状況、さらに
は被告人の被害者遺族への謝罪の態度、被害者遺族の被害感情に照らすと、本件についての被告人の責任が、相当に重く厳しい非難に値するとまでは認められない。
そこで改めて、罰金刑に処した原判決の量刑の相当性について検討すると、所論は、

被告人は、大学卒業後昭和57年にc県の中学校教員に採用され、保健体育等の教 員としてb市内等の中学校に勤務し,学校内では学科の教師及び学級担任等を務める 一方,陸上競技部やサッカー部の指導や生徒の生活指導などに当たり,学校外におい ては市や県関係の陸上競技やホッケー等の指導者として実績を積んできており、約2 〇年間にわたって教師及び学校外での運動関係の指導者として努めてきたものであっ 教師としてあるいは学校外での指導者として、被告人が生徒及びその保護者や地 域の人々から幅広い信頼を得てきたことがうかがえるのである。このように長年生徒 の教育や青少年の健全育成に熱意を持って取り組んできた被告人にとって、 上の刑に処せられて教員としての職を失うことは、収入の途が閉ざされて経済的困窮 に陥るばかりでなく、精神的にも相当な打撃を受けて、今後の人生に大きな負担を負うことになり、さらに、妻と中学生、小学生の子供3人の家族に対して深刻な打撃を 被告人及びその家族に回復困難で過酷な不利益を与えるものと考えられる。 被害者遺族の被害感情については,上記のとおりであって,被告人が教職を失うよ うな処罰は望んでおらず、さらに、当審での事実取調べの結果によれば、原判決後、 被害者遺族は、当裁判所宛の嘆願書に、「原判決が罰金という処分で、被告人が学校 の先生を継続できそうだと聞きほっとした、検察庁からの電話に対して罰金で十分だ と答えており、更に検察庁が控訴したのは私どもにとって意外なことであり、被告人 が誠意を持って被害者の霊前や、遺族にわびてくれて、その気持ちが伝わっているの で、被告人が失職するのは非常に不本意である。教育委員会から停職処分がなされたとも聞き、私どもはこれで事故に関するけじめが付いたと感じており、被告人には停職の済んだ後に、教師として立派に頑張ってくれることを期待している。」旨記し、被告人が教職にとどまれることを強く望んでいるのである。加えて、原審での学校長及び元教員の各証言等によれば、被告人は教師としてあるいは運動関係の指導者等として周囲の信頼を得てきており、そのため被告人が教員としての職を失うことについて、それを惜しむ意見が生徒の保護者及び地域の住民の中に多いというのである。さらに、当審での事実取調べの結果によれば、原判決後、被告人は、本件事故に関して、平成14年1月24日にC教育委員会から停職3か月の懲戒処分を受けるに至っており、本件について一定の社会的制裁を受けていることが認められる。

被告人には昭和五十六、七年ころの速度違反、平成7年の20キロ未満の速度違反による反則歴があるほか、シートベルト不装着等の反則歴があるものの、特に被告人に交通法規軽視の姿勢があるとはいえず、交通事故を含め交通事犯の再犯防止のため、

自由刑の執行猶予に付さなければならない必要性があるとは認められない。

3 以上検討のように、本件の結果は重大であるが、被告人の過失の状況、被告人の本件後の態度及び反省の状況、被害者遺族は被告人を宥恕し、教員としての職を失わないことを一貫して望んでいること、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、その不利益は被告人及びその家族にとって過酷なものになること、原判決後被告人は本件に関して公務員としての懲戒処分を受けていることなどを考慮すると、被告人を罰金刑に処した原判決の量刑が、その責任と著しく均衡を失し不当であるとはいえない。論旨は理由がない。

第3 よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決 する。

平成14年3月25日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 卯
 木
 誠

 裁判官
 春
 名
 郁
 子